

付編 東南海・南海地震防災対策推進計画

第2章 災害対策本部の設置等

(全庁)

第1 災害対策本部の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに柏原市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、柏原市災害対策本部条例及び柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、本部長(市長)に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	教育長
3	水道事業管理者

第3 緊急防災要員による初動体制

市長は、次の活動基準に該当する場合、初動期の応急対策を実施するため、あらかじめ指名する緊急防災要員による初動体制を構成する。

1 活動基準

震度5弱以上を観測した場合

2 活動内容

(1) 被害状況の把握

ア 緊急防災要員は、あらかじめ定められた経路の被害状況の概略把握を行いながら、開設を担当する避難所に参集する。

イ 参集途上では、市民からの被害情報収集にも努める。

ウ 避難所に参集後、総務対策部調査班へ把握した被害状況を報告する。

(2) 避難所の開設

ア 避難所は、施設管理者（学校職員などの所管管理者の指定する者を含む）が開設するが、施設管理者が開設困難な場合は、緊急防災要員が避難所を開設する。

イ 避難所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。

ウ 避難所の施設管理者（避難所の管理責任者）に引継ぎの後、避難所に留まり、施設管理者とともに避難所運営を行う。